

小松市監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき，定例監査を行ったので，同条第 9 項の規定により，その結果を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 24 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 灰 田 昌 典

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 環境共生部 エコロジー推進課，環境美化センター
- 2 監査実施日 平成29年1月23日
- 3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 灰田 昌典
- 5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，環境共生部長ほか関係職員の同席の下，課長及び所長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの），財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

## 7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

### (1) 意見・要望及び指摘事項

#### ◆意見・要望

##### <エコロジー推進課>

ア 可燃ごみの減量化及びリサイクル率向上に向け，平成28年10月より，可燃ごみの指定袋制「小松市指定ごみダイエット袋」が導入された。開始から3カ月間の家庭系可燃ごみの1日平均排出量は，昨年同時期と比べ25.4%の減少，容器包装プラスチックの月平均回収量は77.9%の増加，古着・古布の回収率も大幅に増加するなど，大きな効果を上げている。これは，新制度の市民への周知と理解を得るために，担当職員が各町内会に出向き，ごみ分別方法の実演を交えた説明会を開催するなどの地道な活動を行うとともに，各町内会，婦人会等の役員の方々のご理解・ご協力の賜物であると評価したい。

多くの町内会では，従前以上にごみ出しマナーが向上し，取り残しのごみ袋が減ったと聞いている。一方，集合住宅が多い地域など一部の町内会では，マナー違反等への対処に，町内会長やリサイクルリーダーに負担がかかっているところも見られ，町

内会や市民から不平不満が出ないように、今後も市の切れ目無いサポートをお願いしたい。

イ 環境美化センターは、昭和 58 年の稼動開始以来 30 年以上を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、平成 30 年 7 月の本格稼動を目指し、新ごみ処理施設を建設中である。新ごみ処理施設の整備、運営については、国の補助金を活用し、DBO（設計・建設・運営）方式により発注しており、稼動開始後 20 年間を一括して事業者へ委託する形式となっている。民間の運営管理のノウハウ、資金調達、リスク管理能力を活かした効率的な運営が期待される。

家庭ごみなどの一般廃棄物の収集、運搬、処分は、最終的には市が責任を持って実施しなければならないものであり、事業者任せにできるものではない。新ごみ処理施設の運営管理については、市の関与のあり方などを定め、適正な運営が確保されるよう市の監視体制の構築について十分に検討されたい。

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 会計課
- 2 監査実施日 平成29年1月23日
- 3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 灰田 昌典

## 5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、会計管理者ほか関係職員の同席の下、会計管理者から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

## 6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの）、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

## 7 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況及び安全対策の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

# 定例監査結果報告書

1 監査対象部署 議会事務局

2 監査実施日 平成29年1月23日

3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般

4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、灰田昌典監査委員は除斥した。

6 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、議会事務局長ほか関係職員の同席の下、課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの）、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

# 定例監査結果報告書

1 監査対象部署 監査委員事務局

2 監査実施日 平成29年1月23日

3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般

4 監査の執行者 監査委員 灰田 昌典

5 監査委員の除斥

監査委員事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、小栗厳監査委員は除斥した。

6 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、監査委員事務局長ほか関係職員の同席の下、事務局長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの）、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況及び安全対策の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。